

## 「日置川水系河川整備計画(原案)」のパブリックコメント(意見募集)実施について

和歌山県では、田辺市、白浜町、すさみ町にまたがる日置川流域の今後、概ね20年間ににおける治水、利水、環境の整備目標や進め方などを具体的に示した「日置川水系河川整備計画」の策定作業を進めています。

今回、地元関係者からなる日置川を考える会、学識経験者からなる和歌山県河川整備審議会においていただいたご意見を踏まえて、「日置川水系河川整備計画(原案)」をとりまとめました。

### 日置川水系河川整備計画(原案)の概要

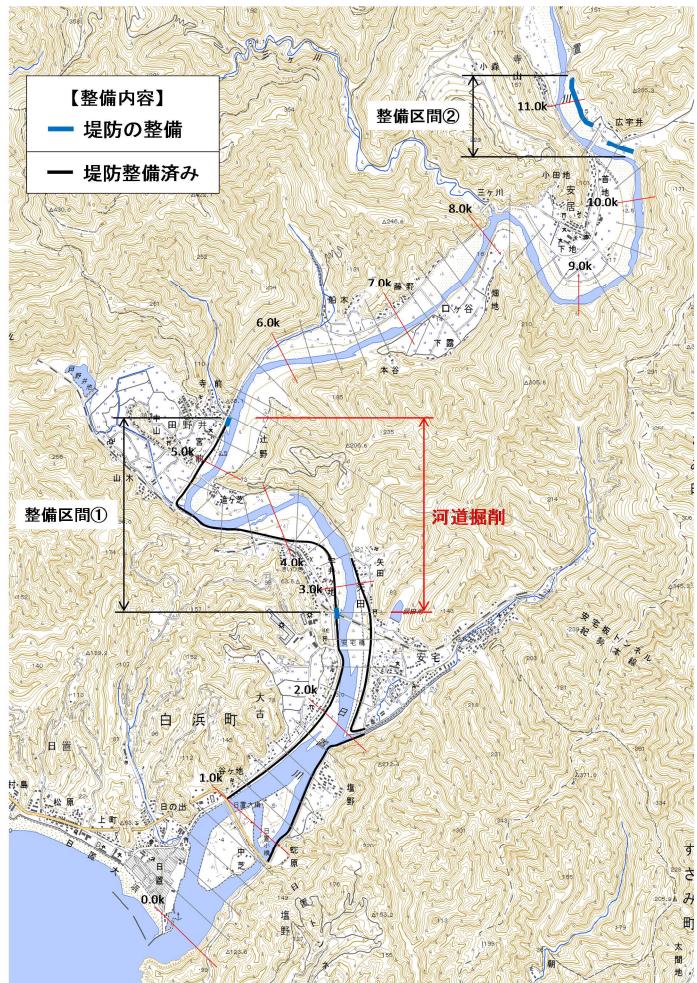
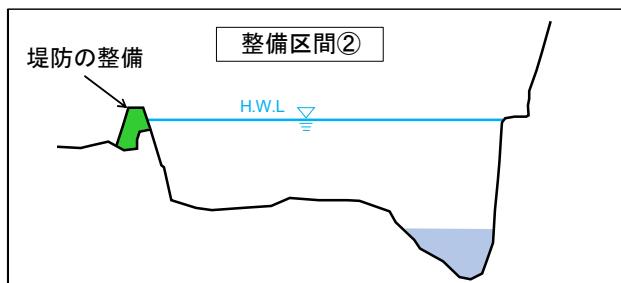
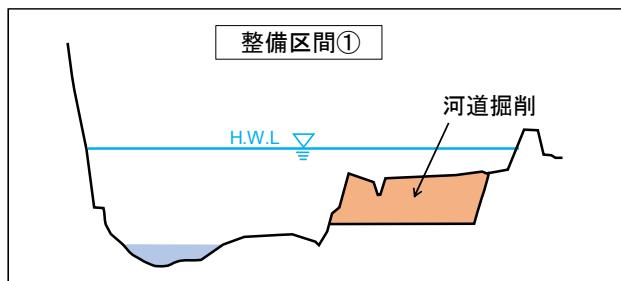
#### ◆河川整備計画の対象期間

概ね20年間とする。

#### ◆河川整備計画の整備目標及び整備内容

日置川の洪水対策は、将来的には既往最大の洪水(昭和33年8月)に対応するものとするが、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、近年の最大洪水(平成23年9月)と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を解消させる。

河川整備のイメージ



## パブリックコメント（意見募集）の実施

このたび日置川水系河川整備計画の策定にあたって、流域の皆様のご意見を反映するため、幅広く住民の皆様のご意見を聴くパブリックコメント（意見募集）を以下のとおり実施いたします。

日置川等の洪水対策、水利用、自然環境、水辺の利用環境、河川景観など、河川整備に関連する多数のご意見をお待ちしております。

### 1. 募集期間

平成 28 年 11 月 16 日（水）～ 平成 28 年 12 月 15 日（木）

### 2. 閲覧方法

#### 1) インターネット

和歌山県ホームページ 県民意見募集ページ

[http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu\\_index.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu_index.html)

和歌山県河川課ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/>

#### 2) 閲覧場所 閲覧時間：午前 9 時～午後 5 時(ただし、土日祝日を除く)

- |   |   |
|---|---|
| ・ 県庁情報公開コーナー                                      | (県庁本館 2F 和歌山市小松原通 1-1)  |
| ・ 和歌山県国土整備部河川・下水道局河川課(県庁南別館 8F 和歌山市湊通丁北 1 丁目 2-1) |   |
| ・ 西牟婁振興局建設部総務調整課                                  | (田辺市朝日ヶ丘 23-1)  |
| ・ 東牟婁振興局串本建設部総務管理課                                | (東牟婁郡串本町サンゴ台 783-8)   |
| ・ 白浜町役場建設課  | (西牟婁郡白浜町 1600)<br>日置川事務所 (西牟婁郡白浜町日置 980-1)<br>安居出張所 (西牟婁郡白浜町安居 313)<br>市鹿野出張所 (西牟婁郡白浜町市鹿野 1100) |
| ・ 田辺市役所土木課  | (田辺市新屋敷町 1)<br>大塔行政局産業建設課 (田辺市鮎川 2567-1)<br>中辺路行政局産業建設課 (田辺市中辺路町栗栖川 396-1)                      |
| ・ すさみ町産業建設課                                       | (西牟婁郡すさみ町周参見 4089)  |

### 3. ご意見の提出方法及び提出先

- ・ 方法：記載様式は自由とし、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかにより下記提出先に提出してください。いただいたご意見について問い合わせさせていただくことがございますので、提出の際には、住所、氏名、電話番号の記載をお願い致します。ご意見等の概要を公表する際には、住所・氏名・電話番号は公表せず、個人情報は、個人情報保護法に基づき取扱います。
- ・ 提出先：〒640-8585(県庁専用郵便番号につき、所在地記載不要)  
県庁 河川課 河川企画班  
TEL:073-441-3134 FAX:073-433-2147  
E-mail:e0804001@pref.wakayama.lg.jp

### 4. 提出されたご意見について

いただいたご意見への回答は県庁河川課のホームページにおいて公表いたします。  
(個別回答はいたしません。)

# 二級河川 日置川水系河川整備計画 (原案)

平成28年11月

和歌山県

## 二級河川 日置川水系河川整備計画（素案）

### 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 日置川水系の流域及び河川の概要 .....</b>	<b>2</b>
1. 1 流域の概要 .....	2
1. 1. 1 地形 .....	2
1. 1. 2 地質 .....	3
1. 1. 3 気候 .....	3
1. 1. 4 歴史・文化・観光 .....	4
1. 1. 5 土地利用 .....	5
1. 1. 6 人口 .....	5
1. 1. 7 産業 .....	5
1. 1. 8 交通 .....	5
<b>第2章 日置川水系の現状と課題 .....</b>	<b>6</b>
2. 1 治水の現状と課題 .....	6
2. 1. 1 過去の洪水被害の概要 .....	6
2. 1. 2 治水事業の沿革 .....	7
2. 1. 3 治水の現状と課題 .....	7
2. 2 河川利用の現状と課題 .....	8
2. 2. 1 利水の現状と課題 .....	8
2. 2. 2 河川空間利用の現状と課題 .....	8
2. 3 河川環境の現状と課題 .....	8
2. 3. 1 水質環境の現状と課題 .....	8
2. 3. 2 動植物の生息・生育環境の現状と課題 .....	9
2. 3. 3 河川環境保全・整備に関する現状と課題 .....	10
2. 3. 4 地域住民と連携の現状と課題 .....	11
2. 4 維持管理に関する現状と課題 .....	11
<b>第3章 日置川水系河川整備計画の目標に関する事項 .....</b>	<b>12</b>
3. 1 河川整備計画の対象区間 .....	12
3. 2 河川整備計画の対象期間 .....	12
3. 3 河川整備計画の目標に関する事項 .....	12
3. 3. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 .....	12
3. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 .....	12
3. 3. 3 河川環境の整備と保全に関する目標 .....	13

第4章 河川の整備の実施に関する事項	13
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	14
4.1.1 治水を目的とする河川工事	14
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	16
4.2.1 河川維持の目的	16
4.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	16
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	17
4.3.1 地震・津波対策	17
4.3.2 河川情報の提供による水防活動や避難行動の支援	17
4.3.3 流域における取り組みへの支援等	17
4.3.4 地域や関係機関との連携等に関する事項	18
4.3.5 森林保全	18

## はじめに

「日置川水系河川整備計画」は、長期的な整備の方針として平成26年3月に策定された「日置川水系河川整備基本方針」に沿って、今後概ね20年で計画的に実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示した計画である。

日置川水系では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われ、特に、昭和33年8月台風第17号では既往最大規模の洪水により日置川全域で未曾有の被害が発生していることから、将来的にはこれらと同規模の洪水に対応することとしている。

しかしながら、日置川本川では今なお、堤防整備や河道断面の確保等の必要な区間が残されていることから、本計画では、築堤等の堤防整備については昭和33年8月洪水に対応し、河道掘削については既往最大洪水の次に大きな平成2年9月洪水や平成23年9月洪水等と同規模の断面とすることで、早期に一定の整備効果を発現させることとしたものである。

なお、本計画は、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行うものである。

# 第1章 日置川水系の流域及び河川の概要

## 1.1 流域の概要

### 1.1.1 地形

日置川は、その源を和歌山県と奈良県の県境に位置する果無山脈の安堵山（1,184m）に発し、途中、安川、前の川、將軍川、城川等の支川を合わせながら南西に流れ、白浜町日置で紀州灘に注ぐ、流域面積414.9km<sup>2</sup>、幹川流路延長約79kmの二級河川である。

流域は、田辺市、白浜町、すさみ町及び奈良県十津川村の1市2町1村にまたがっている。日置川源流から殿山ダムを経て感潮区間に至るまでの上流域から中流域では、標高200m以上、40°以上の傾斜となる急峻な山地となっており、大きな蛇行を繰り返しながら流下している。河口から約4kmの下流域では、平地がみられ、感潮区間となっている。

河床勾配は、日置川源流から殿山ダムまでの上流域では約1/50～1/200、殿山ダムから感潮区間に至るまでの中流域では約1/200～1/700、下流域の河口付近約2kmは約1/1,000となっている。



図1 日置川流域図

## 1.1.2 地質

たなべしなかへちらようちかつゆ  
流域の地質は、田辺市中辺路町近露付近を境として、北側は音無川層群、南側は牟婁層群、さらに下流部の右岸側には田辺層群（Tm、Ta）がみられ、日置川は田辺層群と牟婁層群の境を流下する。いずれも、砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層、礫岩の地層から成る。

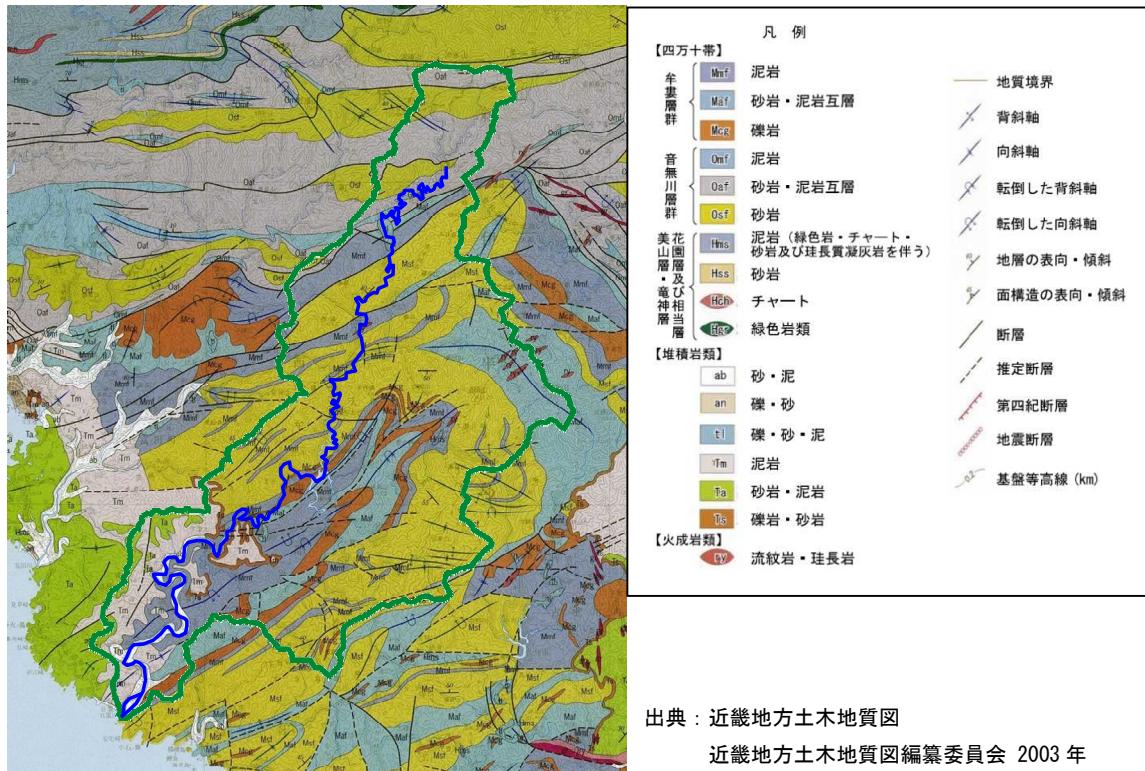


図2 日置川流域の地質図

## 1.1.3 気候

流域の気候は、南海気候区に属しており、黒潮の影響を受け、一年を通じて温暖で、年平均気温は約17℃である。

年平均降水量は、日置川観測所（気象庁）で約2,300mmであり、上流部で約3,000mm、下流部で約2,000mmと、全国平均（1,700mm程度）と比べると、雨の多い地域となっている。

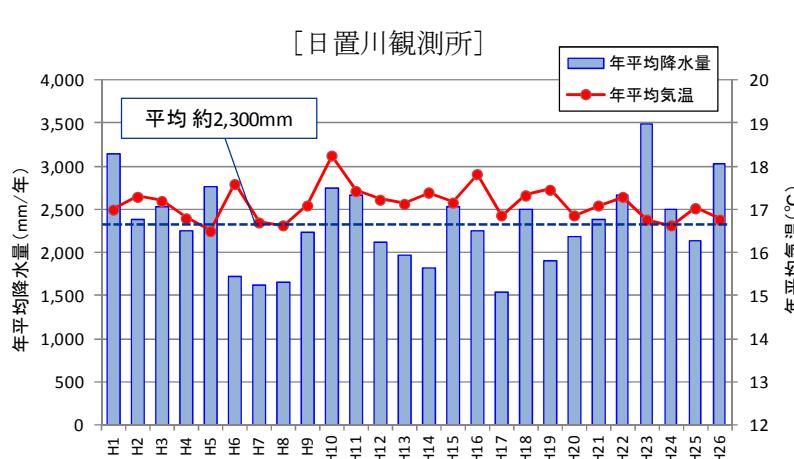
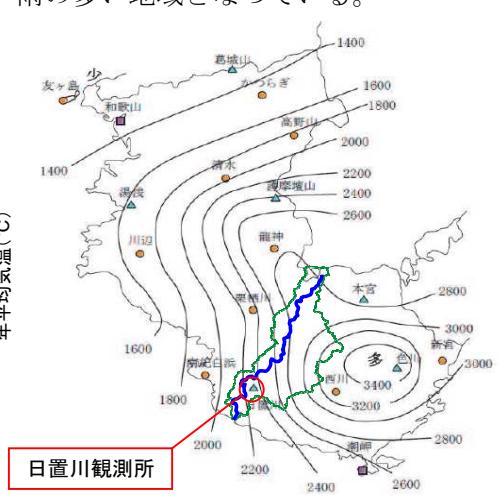


図3 年平均降水量・年平均気温



出典：和歌山県地域防災計画(H27)

図4 年平均降水量分布図

#### 1.1.4 歴史・文化・観光

流域には原始・古代から人が住み、中世（平安時代後期～室町時代）には熊野三山への参詣道である熊野古道が通る日置川流域には皇族、貴族から庶民に至るまで「蟻の熊野詣」といわれるほど多くの人々が訪れた。近代以降は、日置川から取水するために灌漑事業や農地開発が進められたほか、上流域では森林開発が進められ、材木の運搬に日置川が利用された。

流域には、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された「熊野参詣道（中辺路、大辺路）」がとおり、多くの観光客が訪れる。また、多数の遺跡や文化財が見られ、史跡は熊野参詣道（中辺路町近露・野中等）に特に見られる。河口に近い安宅地区は、中世に活躍した熊野水軍の一翼を担った安宅水軍の本拠地であり、その本城である安宅城は低地にあるため遺構は失われたが、一族の5つの山城が今も本城を取り巻いている。

流域内は、大塔日置川県立自然公園等に指定され、八草の滝、百間山渓谷といった景勝地を始めとする豊かな自然に恵まれている。また、アユやアマゴの釣場として有名であり、白浜町営キャンプ村・大塔青少年旅行村等のキャンプ場等が滞在型の親水・交流空間として利用されている。

熊野参詣道 中辺路  
(世界遺産)



出典：和歌山県ホームページ

熊野参詣道 大辺路  
(世界遺産)



出典：和歌山県ホームページ

八草の滝



出典：白浜町ホームページ

百間山渓谷



出典：和歌山県ホームページ

図5 日置川流域の歴史・文化・観光

### 1.1.5 土地利用

日置川流域の土地利用は、山林が約 96% を占め、大部分がスギ・ヒノキの植林となっており、天然林は非常に少ない。その他の土地利用は、水田・畑が 2.9%、宅地が 0.7% となっており、宅地の大部分が下流部に集中している。

### 1.1.6 人口

日置川流域の関係 2 市町（白浜町（旧日置川町域のみ）、田辺市（旧中辺路町及び旧大塔村））の総人口は、昭和 40 年に約 2.0 万人であったが、その後減少を続け、平成 22 年には約 1.0 万人となっている。

### 1.1.7 産業

日置川流域の関係 2 市町（白浜町（旧日置川町域のみ）、田辺市（旧中辺路町及び旧大塔村））の就業者数は年々減少傾向であり、平成 22 年には約 4.0 千人となっている。産業別就業者数は第 1 次産業及び第 2 次産業は減少傾向であるが、第 3 次産業はほぼ横ばい傾向にある。その割合については平成 22 年には第 1 次産業が 16%（県平均 9%）と第 2 次産業が 21%（県平均 22%）となっており、県平均と比べ第 1 次産業が多い状況となっている。

日置川流域では、農業は温暖な気候を生かしてレタスやキュウリなどの促成栽培が行われており、山地斜面では茶や果樹などの栽培が盛んである。また、炭を産するなど林業も行われている。日置川流域の特産品としては、紀州梅、紀州備長炭、川添茶、鮎加工品等がある。



図 6 日置川流域の特産品

出典：白浜町HP

### 1.1.8 交通

日置川流域内の主要幹線道路は、日置川沿いにあり、殿山ダムより上流では一般国道 371 号が、下流では主要地方道日置川大塔線、主要地方道上富田すさみ線が通っている。

また、下流域には近畿自動車道紀勢線や JR 紀勢本線が日置川と交差し、海岸沿いには国道 42 号が通っている。

## 第2章 日置川水系の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 過去の洪水被害の概要

日置川流域では、過去、台風や集中豪雨などで度々洪水が発生し、甚大な被害を受けてきた。日置川流域における過去の大きな洪水被害については、昭和33年8月台風第17号の洪水によるものがあり、死者3人、全壊流出家屋44戸、床上浸水610戸、床下浸水129戸と昭和以降で最大の被害をもたらした。

近年では、平成2年9月洪水（台風第19号）、平成15年8月洪水（台風第10号）、平成23年9月洪水（台風第12号）等で大きな被害が発生しており、特に平成23年9月洪水では、死者3名、全壊家屋8戸、床上浸水28戸、床下浸水42戸の被害が発生している。

表1 日置川流域における主要洪水の要因と被害状況

発生年月日	要因	流域平均日雨量	死者	住家被害				冠水面積		出典		
				全壊	流失	床上浸水	床下浸水	田	畠	資料名	地域名	
S33.8.25	台風第17号	367mm	3名	13戸	31戸	610戸	129戸	159ha	89ha	日置川災害史	白浜町・日置川町※1	
S34.9.26	伊勢湾台風	325mm		6戸	2戸	54戸	145戸			県災害史	流域3町※2	
S36.9.16	台風	146mm		119戸	2戸	13戸	80戸			県災害史	流域3町※2	
S63.9.24	集中豪雨	269mm					9戸	農地2.59ha	その他0.04ha	水害統計	日置川	
H2.9.21	台風第19号	313mm					9戸	19戸	農地59ha	その他0.47ha	水害統計	日置川
H9.7.26	台風第9号	450mm					2戸	農地166.70ha	その他3.30ha	水害統計	日置川	
H15.8.9	台風第10号	269mm					4戸	農地65.30ha		水害統計	日置川	
H23.9.4	台風第12号	577mm	3名	8戸		28戸	42戸			白浜町・田辺市調べ	日置川	

※1) S33.8.25 洪水について、死者数は白浜町と日置川町の合計値、住家被害・冠水面積については日置川町の数値となっている。

※2) 「流域3町」とは、日置川町・中辺路町・大塔村の合計を表す(日置川流域外の被害も含む)。

安居地区・三舞中学校



田野井地区・田野井小学校付近



田野井地区



出典:「日置川災害史」

図7 昭和33年8月洪水の被害状況

J R 橋付近



田野井地区



図8 平成23年9月洪水の被害状況

## 2.1.2 治水事業の沿革

日置川における治水事業については、昭和以降で最大の被害をもたらした昭和33年8月の台風第17号による洪水を契機に、昭和36年より中小河川改修事業として、安宅地点における計画高水流量を4,100m<sup>3</sup>/sと定め、河口約1km地点の日置川大橋から上流約4.4kmの区間を対象に、築堤や河道掘削等の河川改修を実施している。

## 2.1.3 治水の現状と課題

日置川では、昭和36年より築堤や河道掘削等の河川改修が行われてきたが、未だに流下能力の低い区間は解消していないことにより、平成2年9月洪水や平成23年9月洪水等においても浸水被害が発生している。そのため、今後も治水安全度の向上による浸水被害の軽減を図る必要がある。

また、整備途上段階や施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合でも被害を最小限とするため、平成18年に水位周知河川に指定し、洪水浸水想定区域の公表など、防災情報の充実を図っているところであるが、今後も、水位情報の的確な周知や、避難行動支援等のためのソフト対策を充実させ、住民の防災意識向上のための啓発を実施していく必要がある。さらに、堤防の背後地には人口や資産が集積している箇所があることから、堤防の弱点箇所を把握した上で、堤防の安全性確保のための強化対策を実施していく必要がある。



安宅橋上流（2.4k付近）



田野井地区（4.8k付近）



安居橋上流（10.8k付近）



宇津木橋上流（20.8k付近）

図9 日置川の現況

## 2.2 河川利用の現状と課題

### 2.2.1 利水の現状と課題

河川水の利用については、許可水利が5件、慣行水利が63件（白浜町内27件・田辺市内36件）あり、水道用水や発電用水及び農業用水として利用されている。主なものとしては、水道用水は河口から4.2km付近右岸側の日置浄水場での取水、発電用水は34.2km付近の殿山ダムでの取水などがある。その他、ポンプによる取水も多数行われている。また、日置川ではこれまで渇水による被害の報告はされていない。

日置川の豊かな水がもたらす、水と緑の豊かな河川環境を確保しながら、これまで地域の発展に寄与してきた日置川の水利用を維持するために、今後も継続的な水利用の実態の把握に努め、渇水時でも円滑な利用を可能とするための関係機関との調整を行う必要がある。

### 2.2.2 河川空間利用の現状と課題

#### (1) 漁業

日置川水系では アユ、ウナギ、アマゴなど内水面の漁業権が、また河口域に海面の漁業権が設定されている。また、日置川は県内外から大勢の釣り人がアユ釣りに訪れるなど賑わいを見せている。

#### (2) その他

日置川沿いには各地にキャンプ場や青少年旅行村等の施設があり、滞在型の親水・交流空間として利用されている。横断工作物が比較的少ないなどの日置川の特性を活かし、カヌーで川下りを行う光景も見られる。殿山ダムのダム湖での釣り大会や、日置川沿道を利用した「南紀日置川リバーサイドマラソン大会」等のイベントも毎年開催されている。そのため、河川改修において、親水性の向上など利用環境の向上に対する配慮が必要である。

## 2.3 河川環境の現状と課題

### 2.3.1 水質の現状と課題

日置川の水質については、環境基準AA類型(BOD75%値:1mg/L以下)に指定されており、河口から約2.6kmの安宅橋（環境基準点）において、平成6年以降環境基準を満足している状況である。そのため、現在は良好な水質が保たれている状況であり、今後も良好な河川水質の維持に努める必要がある。

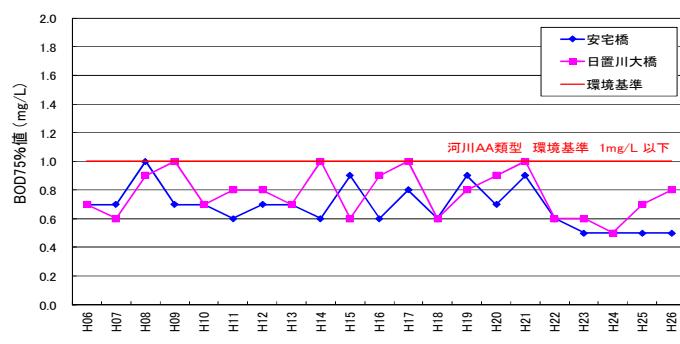


図10 日置川におけるBOD75%値の経年変化

### 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題

日置川の流域内には、大塔日置川県立自然公園の指定地区があり、自然環境を保全する上で重要な役割を果たすとともに、多くの人々がこれらの自然公園を訪れていることから、観光資源、レクリエーションの場、自然体験の場としても大きな役割を担っている。

上流域（源流～殿山ダム）は、大部分が両岸に山地が迫る渓流となり、蛇行を繰り返して流れ、瀬・淵が連続している。中流域（殿山ダム～感潮区間上流端）は、山地部を蛇行を繰り返して流れ、両岸に山地が迫る区間と、片側は農地や集落のみられる平地となる区間が交互し、広い河原が形成され、瀬・淵が連続している。下流域（感潮区間）は、主に右岸側に平地がみられ、左岸側は山地が迫っている。河道は緩やかに蛇行し、河口付近には中洲がみられ約1kmにわたって分流している。

#### （1）植物

日置川流域の植生は、大部分がスギ・ヒノキ植林等で占められ、所々に流域古来の植生であるシイ類やカシ類の常緑広葉樹で構成された照葉樹林がみられる。上流域は、岩場にネコヤナギ群落やウバメガシ群落、河原にツルヨシ群落、樹林地はアラカシ群落やスギ・ヒノキ植林等が広がっている。川岸の岩上にはサツキやヤシャゼンマイ、樹林地にはスダジイも生育している。中流域は、河原にツルヨシ群落、樹林地ではネコヤナギ群落やヌルデ-アカメガシワ群落が広がっている。河原にはカワラハハコが生育している。下流域は、湿地にヨシ-シオクグ群落、ツルヨシ群落が広がり、海岸付近の左岸部ではウバメガシ群落がみられ、分布範囲は限られているもののウバメガシをはじめタイミンタチバナ等のかつての日置川流域を特徴づける常緑の植物が残っている。

#### （2）魚類

日置川流域の魚類相は、アユ、カワムツ、オイカワ、ウグイが上下流を通じて広範囲に生息している。上流域は、礫底の瀬がカワヨシノボリの生息環境となっており、淵では、アマゴやタカハヤが生息している。ダム湖は、止水環境を好む魚種が生息し、外来種であるオオクチバスが多く、毎年「ブラックバス釣り大会」も開催されている。中流域は、河口から殿山ダムまで魚類の遡上を阻害する堰堤等の横断工作物が存在しないことから、移動性のあるアユやハゼ類が多く生息している。瀬はアユの産卵環境となっており、シマヨシノボリやルリヨシノボリが生息している。淵はボウズハゼやゴクラクハゼ、ニホンウナギが生息している。下流域は、ビリンゴ、ゴマハゼといった、主に汽水域を生息・産卵環境とする種が多く生息している。また、止水域にはメダカ南日本集団が生息し、イドミミズハゼといった特異な形態や生態を持つ種も生息している。

#### （3）鳥類

日置川流域の鳥類相は、カモ類、シギ・チドリ類等の水辺の環境に依存して生息している種はやや少ない傾向にあり、山地、樹林地に依存して生息している種が多く確認されている。

上流域は、カワガラス、ヤマセミといった、主に山地の渓流にすむ種がみられる。周辺の草

地や耕作地には、セグロセキレイやホオジロが生息し、河川が急峻な斜面に挟まれた区間にはオシドリが生息する。中流域は、水面がアオサギやカワウの採餌環境となっており、水辺の横枝などからカワセミが水中に飛び込み魚をとっている。下流域は、カモ類、サギ類、カワウ、ミサゴ、オシドリが生息する。

#### (4) その他の貴重種（昆虫類・両生類・底生生物）

日置川河口部の中洲には、昆虫類の貴重種であるヨドシロヘリハンミョウが生息しており、天然記念物「ヨドシロヘリハンミョウ生息地」として県指定文化財にも指定されている。また、流域においては、昆虫類の貴重種としてツマグロキチョウ、ムカシトンボが、両生類の貴重種としてカジカガエルが、底生動物の重要種としてカワスナガニが確認されている。



図 11 日置川の河川環境

### **2.3.3 河川環境保全・整備に関する現状と課題**

日置川は良好な水環境の下、豊かな自然が形成されている。下流部には広い河原や連続した瀬・淵が形成され、湿地には多くの貴重な動植物が生息している。中流部から上流部には、瀬と淵等のある多様なみお筋環境と多くの貴重な動植物が生息している。そのため、今後も現状の良好な自然環境を保全していく必要がある。

一方で、地域の自然環境や生態系に影響を与える外来種が確認されており、良好な自然環境を保全するため、外来種の拡大抑制に努め、在来種の生育・生息環境の保全が必要である。

### **2.3.4 地域住民との連携の現状と課題**

日置川流域では、地元自治会を中心として組織される河川愛護会により、草刈りや清掃活動が精力的に行われるなど、地域の河川環境に対する関心は高い。平成21年度には、日置川塩野愛護会が優良河川愛護団体として知事から表彰された。平成27年度には7団体の河川愛護活動が行われており、今後とも継続的な支援が必要である。

## **2.4 維持管理に関する現状と課題**

日置川は水位周知河川に指定されており、河口から白浜町安居地区までの区間（約11km）において作成された浸水想定区域図では、平地部で浸水が想定されている。

このため、維持管理に当たっては、流下能力の低下の要因となる土砂堆積状況、樹木の繁茂状況及び堤防・護岸の強度等河川管理施設の状態を重点的に確認し、異常が認められた場合には早急に対策を行う必要がある。

河川維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、今後も、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故の対応等に努める必要がある。

## **第3章 日置川水系河川整備計画の目標に関する事項**

### **3.1 河川整備計画の対象区間**

二級河川日置川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とする。

### **3.2 河川整備計画の対象期間**

本河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、見直しを行うものとする。

### **3.3 河川整備計画の目標に関する事項**

#### **3.3.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標**

日置川では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われており、特に、昭和 33 年 8 月洪水において、未曾有の被害が発生したため、沿川の安全性を確保するために、昭和 36 年度より河川整備を実施してきた。しかしながら、現在も堤防の整備や河積が十分でないことから、流下能力が不十分な箇所が残されており、昭和 33 年 8 月洪水と同規模の洪水を安全に流せるようにするには相当の長期間が必要となる。

このため、日置川の洪水対策は、将来的には既往最大洪水である昭和 33 年 8 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とするが、相当の長期間が必要となることから、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、既往最大洪水の次に大きな平成 2 年 9 月洪水や平成 23 年 9 月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じることのないよう治水安全度の向上を図る。また、今後の地震・津波対策においては、必要に応じ最新の知見を反映し、柔軟な対応を行う。

さらに、整備途上段階における施設能力以上の洪水や計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるため、情報連絡体制及び警戒避難態勢の整備、水防時における地域住民の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。

また、堤防点検を行い、必要に応じて堤防の安全性確保のための堤防強化対策を実施する。

#### **3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標**

河川水の利用に関しては、渇水による被害報告はないが、引き続き河川流況の把握に努める。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整と関係者への適切な情報提供が行われるように、関係機関及び利水者との連携を強化する。

### **3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標**

#### **(1) 水質**

河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現況の環境を考慮し、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める。水質事故に際しては、関係機関との情報共有及び現地での対応を迅速に行うことにより被害の拡大防止に努める。

#### **(2) 動植物の生息・生育環境**

河川整備に際しては、自然河岸をできるだけ保全するとともに、自然な透水性と空隙、植生をもった構造とするなど、多様な動植物の生息・生育の場として良好な環境の保全及び周辺環境との調和に努める。

#### **(3) 河川利用**

対象河川は田園地帯や集落部を流れる区間が多く、河川空間は人と自然がふれあえる貴重な空間である。このため、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫等に努める。また、関係機関と連携しつつ、河川利用者のモラル向上に向けた啓発活動を行い、不法占用やゴミの不法投棄等の不法行為に対し適切な処置を行う。

#### **(4) 地域住民との連携**

地域住民にとって豊かで魅力ある河川とするため、河川工事の実施に先立ち調整を行う等、地域住民と連携した川づくりを進める。また、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、地域住民による河川愛護、河川環境保全に向けた取り組みに対する支援を継続する。

## 第4章 河川の整備の実施に関する事項

### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 4.1.1 治水を目的とする河川工事

日置川流域に大きな被害をもたらした平成2年9月洪水や平成23年9月洪水と同規模の洪水（基準地点：安宅橋流量 3,500m<sup>3</sup>/s）に対して、家屋浸水被害が生じることのないよう、計画区間について河川整備を行うこととする。

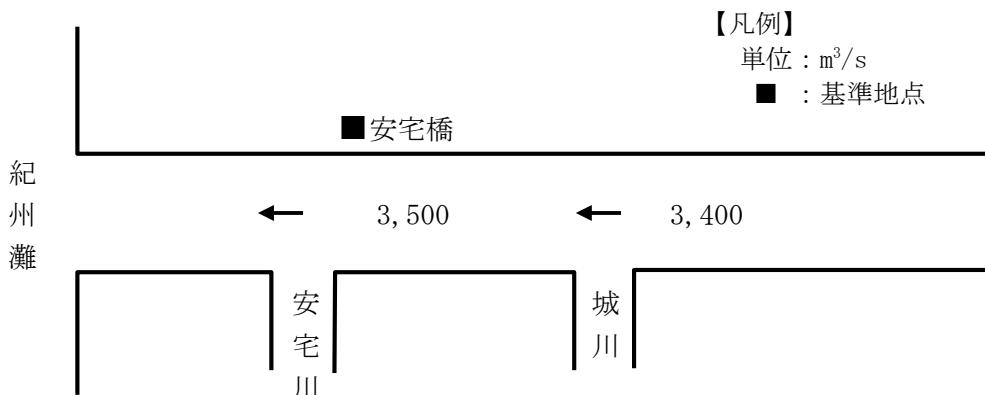


図12 日置川水系河川整備計画目標流量配分図

河川整備の実施に際しては、河積の確保のため河道掘削や堤防の整備等を行う。また、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋による平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際など、生態系にとって良好な、環境に配慮した整備を行う。さらに、堤防防護と河道の安定を図る横断形とする。

また、築堤区間については堤防点検を行い、洪水時の破壊回避のため、必要に応じて堤防の補強を行う。

河川整備の実施に当たっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民との調整を行うほか、必要に応じて関係機関との協議、学識経験者からの意見聴取を行う。

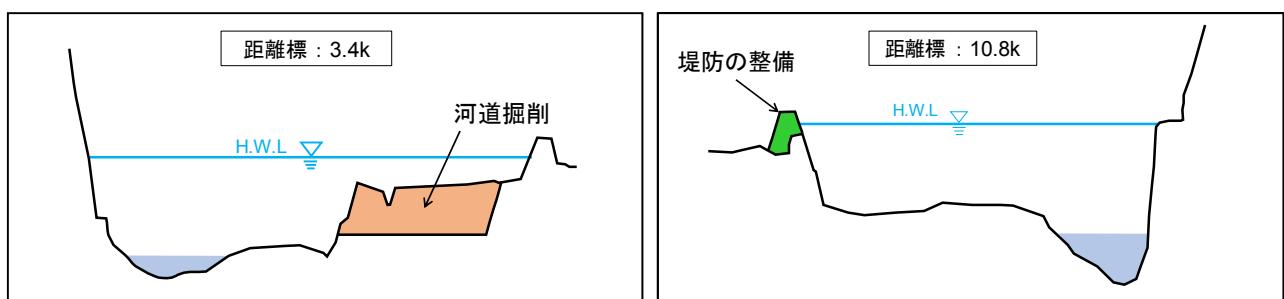
河川整備の実施に関する概要は表2、図13、図14のとおりである。

表2 河川整備の概要

河川名	計画流量	整備延長	整備区間	整備内容	整備目的
日置川	3,500m <sup>3</sup> /s	2.6km	整備区間① 2.8k～5.4k	河道掘削・ 堤防の整備	流下能力の 向上対策
		0.8km	整備区間② 10.3k～11.1k	堤防の整備	流下能力の 向上対策



図 13 計画的に河川工事を実施する区間



<整備区間①>

<整備区間②>

図 14 代表横断図

## 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分發揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた維持管理計画(案)に基づき、定期的な巡視及び点検を行い、さらに地域住民とのパートナーシップを維持して適切に管理を行っていくため、河川愛護活動を積極的に支援するよう努める。また、河川での不法投棄・不法占用等が認められる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、指導や啓発を行う等適切な処理を行う。

### 4.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

#### (1) 河道の維持

河川の巡視や住民からの情報提供を通じて、河道内において、土砂堆積や草木等の繁茂によって川の流れが阻害されないかを点検した結果、治水上問題があると判断した場合には、本支川、上下流のバランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い、洪水時等に河川の疎通機能を十分に發揮できるよう河道断面の維持に努める。

また、計画的に河川工事を実施する区間外においても、必要に応じて局部的な改良工事を実施し、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

さらに、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、関係機関と連携のもと、流域における土砂移動に関する動向把握に努め、安定した河道の維持に努める。

#### (2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸、水門等の河川管理施設については、洪水等に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時の巡視や点検時に施設の損傷等の確認に努め、機能の低下を防止するための修繕（長寿命化等）を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

また、河川愛護活動を積極的に支援する等、地域住民との連携を図り、堤防法面の除草等の日常管理に努める。

#### (3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの許可工作物の新設や改築・修繕等により、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことがないように、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息・生息環境への影響が最小限となるように許可工作物の管理者への指導・監督を行う。

#### (4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、水資源の合理的な利用や水量・水質の保全の促進のため、水利用

の現状を把握するとともに、経年的な水位や水質の観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するよう努める。

水質について、流入負荷軽減に向け、発生源の対策、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関や地域住民等との連携により早期発見に努めるとともに、事故の状況把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等、関係機関と協力して、事故原因者に対して速やかに処理を実施するよう努める。

## (5) 河川利用

河川敷及び水辺の安全点検を実施し、現状の把握に努めるとともに、危険箇所については注意喚起の看板設置等、必要な対策を実施する。除草や清掃活動は、地域住民、河川愛護団体と連携・協力し実施する。

### 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

#### 4.3.1 地震・津波対策

今後発生が懸念される東海・東南海・南海地震等に備え、必要に応じ最新の知見を反映し、柔軟に対応していく。

#### 4.3.2 河川情報の提供による水防活動や避難行動の支援

近年の気象状況では、局地的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合に、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、流下能力向上のための河道改修などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な避難行動を行うことが重要である。

そのため、流域自治体、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時の雨量・水位等に関する情報を幅広く収集し、インターネットや地上デジタル放送で提供していることについて住民周知を図り、確実に情報提供することによって水防活動や避難行動を支援し、被害の軽減に努める。

さらに、災害情報の伝達体制や避難誘導体制の充実、住民の防災意識の向上等のソフト面での防災対策として、想定し得る最大規模の洪水に対する洪水浸水想定区域図を作成するとともに、市町が作成する洪水ハザードマップの普及を支援するなど、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

#### 4.3.3 流域における取り組みへの支援等

日置川水系の河川の治水、利水、環境に対する意識や理解の向上を図るため、県のホーム

ページや各種イベント等を通じて、河川に関する広報活動を強化とともに、河川愛護月間等における広報活動を通じて、河川愛護、河川美化等の啓発を強化する。

また、良好な河川環境を保全するため、地域団体等が自主的に行う清掃、除草及び緑化等の活動を支援する河川愛護会制度やスマイルリバー事業を推進するとともに、水系内河川の水害や自然環境に関する事項を含め、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進める。

#### **4.3.4 地域や関係機関との連携等に関する事項**

事業の実施においては、河川と地域の関わりなどに配慮しつつ、治水、利水、環境の目標が早期に達成されるよう、地域住民との調整や関係機関との協議を行う。また、事業完了後の維持管理においても、河川情報の共有、地域団体等が自主的に行う清掃活動等の支援、必要に応じて維持管理手法の調整など地域住民等との協働・連携に努める。

#### **4.3.5 森林保全**

流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民を始めとする多様な主体が行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り、河川管理者が行う広報活動を通じ周知、啓発に努める。